

動物看護師統一認定機構の設立とチーム動物医療体制の 確立が拓く獣医界の将来

細井戸大成[†] (日本獣医師会開業(小動物)担当理事・大阪市獣医師会副会長)



1 はじめに

近年、動物医療に対する社会的要請は高まりをみせ、かつ、高度化・多様化してきている。国民の要請に応える動物医療を提供するためには、人の医療と同様に、動物医療業務を獣医師と他の動物医療専門職が連携して実施するチ

ーム動物医療体制を構築し、質の向上を図っていくことが求められることはいままでもない。

すでに、家庭動物の診療施設において検査・手術補助等の診療補助業務及び入院動物の看護等を担う動物看護職の役割は、動物医療の向上のみならず、飼育者に対する動物の保健衛生指導や動物行動学並びに動物栄養学を基盤とした適正飼育管理の普及推進を図る上で必要不可欠なものとなっている。

また、産業動物診療部門、公務員部門(家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の行政、試験研究分野)においては、獣医師専門職の要員不足が指摘される状況にある。これらの部門においても獣医師の業務を補完する公的資格の付与を前提とした動物医療専門職の必要性が指摘されている。

人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカルスタッフとしての看護師、臨床検査技師、診療放射線技術師等の20種以上の医療専門職が公的資格として制度化され、医師、歯科医師とこれらの公的資格を有する医療従事者によるチーム医療体制が整備されている。

一方、動物医療の現状を見れば、国家資格は動物の診療を業務とする獣医師のみであり、獣医師とその他の動物医療専門職によるチーム動物医療体制の整備がなされていない。

そのような状況の中で、各診療施設では必要に迫られて動物看護職を雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、獣医師が行う診療の補助業務の他、入院動物の看護、診療施設の窓口業務及び維持管理業務等に従事させ

ているが、その就業環境は未整備で社会的認知も十分には得られていない状況にある。

今や、獣医師と連携する動物看護職の技術・知識を高位平準化するため、その資格制度の見直しと就業環境の整備は、獣医界における喫緊の課題としてクローズアップされてきているのである。

2 日本獣医師会における検討の経過と社会情勢

家庭動物医療における動物看護職の教育については、昭和40年代後半以降から都市部を中心に任意組織の養成施設が順次出現し、今日にいたっている。しかしながら、履修内容等の養成体制は様々であり、昭和50～60年代にはこのままの状況では動物看護職を受け入れる診療施設側にも支障が生じる恐れがあるという問題が指摘されるようになった。このような状況の中、日本獣医師会は小動物委員会の中に「AHT(アニマル・ヘルス・テクニシャン)制度検討会」を設置し、平成元年に「AHT養成施設認定のための基本的考え方」を整理し、各地方獣医師会に提示した。しかし、当時地方獣医師会の内の約3割は、日本獣医師会を主体とした動物看護職養成施設認定システムの運営を行うことは、①動物看護職そのものを認知したこととなり動物診療の適正実施を妨げかねない。②動物看護職の雇用は診療施設のリスク負担で行えばすむことで日本獣医師会の関与はいかなものか等、総体的には養成施設の認定を含むシステム運営に本会が取り組むのは時期尚早との意見が大勢を占めた経過があった。

その後、動物看護職は家庭動物医療の中でさらに定着が進み、獣医師の側でも、動物看護職の質の向上と供給の安定を望む声が高まり、地方獣医師会や地区獣医師会連合会等から日本獣医師会に対し、動物看護職の公的資格化及びその就業環境整備等に関わる要請がなされるようになった。

このような事情を踏まえ、本会においては、平成13年11月から小動物委員会において「動物医療における動物看護師の在り方について」の検討を進め、同委員会

[†] 連絡責任者：細井戸大成 (日本獣医師会)

の検討結果が平成15年4月に取りまとめられた。日本獣医師会においては検討結果を受け、動物医療における動物看護職の環境整備問題の検討促進等について関係官庁等への要請活動等を行ってきた。

一方、農林水産省においては、本会の要請を受け「小動物獣医療に関する検討会（座長：佐々木伸雄 東京大学大学院農学生命科学研究科教授）」を設置し、「獣医療補助者について」を検討項目として取り上げて検討が行われた。検討の結果、平成17年に提出された報告書においては、獣医療補助者の公的資格化について「現状では困難」としながらも、「将来に向けて獣医療補助者の社会的身分を確立するためには、獣医療補助者の各団体並びに獣医師団体等が中心となって、教育と資格認定基準の平準化に向けた取り組みに着手すべきである。」との提言がなされた。

その後の農林水産省の動向は、以下のとおりである。

- ・平成22年8月末、農林水産省が公表した平成32年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」において、「小動物分野、産業動物分野等の獣医療現場において獣医師と動物看護職などの獣医療に携わる他分野専門職との連携の必要性と、動物看護職の地位や身分の確立、動物看護職に必要な知識・技能の高位平準化の必要性」が明記された。
- ・平成22年に宮崎県下で発生した口蹄疫の防疫対応の検証及び今後の我が国における防疫体制の改善方向の提案等を目的として農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会（座長：山根義久 日本獣医師会会長）の報告において、今後あるべき方向性として、「獣医師以外の獣医療に従事する者（動物看護師など）の資格の制度化」が指摘された。さらに、その後一部改正された家畜伝染病予防法の付帯決議においては、「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること。」が盛り込まれた。

このように、動物医療を巡る社会情勢の変化、それに伴う獣医師の動物看護職に対する要請の変化、さらに農林水産省の動向も相俟って、日本獣医師会 山根義久会長が「この機会を逃せば、獣医界100年の大計を誤ることになる。」と関係者を鼓舞するほどの、絶好の転換期を迎えたのである。

3 日本動物看護職協会の設立と全国統一試験・資格認定への動き

平成18年末、日本獣医師会の小動物臨床部会に動物診療補助専門職検討委員会が設置され、私が委員長に就任して、動物看護職の在り方についての検討を開始した。本委員会は、その後「動物看護職制度在り方検討委

員会」（以下「検討委員会」）と名を変えて、関係者（獣医師、動物看護職、養成施設（学校）、認定団体等）の意見調整の場となる。以降、この委員会が中心となって、動物看護職制度の整備に関する具体的な方策が検討されていくのである。

まず、動物看護職制度の整備を行うためには、動物看護職のための自立した団体を組織し、その力を集約して事に当たる必要があるとして、平成21年4月、現職の動物看護職をはじめ動物医療に係る関係団体、大学・専門学校・専門校、動物関連企業の賛同の下で、関係省庁の理解も得て、一般社団法人 日本動物看護職協会が設立された。

本協会は、動物看護職の自決の下に組織され、運営される団体として設立されたものである。しかし、実際には個々の動物看護職の方々はこれまでに組織運営の経験はほとんどなく、新規に設立された団体として、強力なリーダーシップを発揮する役員が求められるにもかかわらず、これを担う人材が育っていない状況にあった。

調整役の山根会長も苦慮されたようだが、「後に続く動物看護職の方々が育つまでの期間」という限定付きで、会長及び副会長（2名のうち1名）は獣医師に就任していただくこととなり、会長に森 裕司東京大学教授、副会長に太田光明麻布大学教授を迎えて、全国的動物看護職団体である一般社団法人 日本動物看護職協会が船出することとなった。

検討委員会では、その後、動物看護職の知識・技術の高位平準化対策として、まずは、動物看護職の養成のための教育課程の斉一化に向けた整備と、現状の民間資格認定の統一の実施による「認定動物看護師制」への移行を図ることが先決であるとして、関係者の合意が得られた。そこまでは、いわゆる「総論賛成」で問題はなかったのだが、統一試験までのスケジュールや、試験の実施と認定を担う機関をどうするかという各論の議論に入ると、それぞれの団体の思惑もあり、みるみる検討のスピードが落ちていった。

その後、平成25年春の統一認定試験の実施を目標として、現行の民間の動物看護職認定5団体が協働して統一試験問題の作成に取りかかり、さらに平成23年秋には、ようやく、全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一の実施を担う機関として、日本動物看護職協会を始め、認定団体、養成機関（学校）に加えて獣医師会、獣医学会等を会員とする「動物看護師統一認定機構」（以下「機構」という。）を立ち上げることが合意されたのである。

4 動物看護師統一認定機構の設立

ようやく関係者の合意を見た機構の設立であるが、その最終段階になって代表者の人選に苦慮することとな

る。調整役である日本獣医師会としては、「統一試験・認定事業に関して利害が対立する恐れがある動物看護職認定団体や養成機関の関係者が機構の代表者を務めることは、適切ではない。」として、獣医学術団体である日本獣医学会から機構の代表者を推薦していただくよう、調整役の山根会長をはじめ、関係者が強く働きかけた。しかし、これまでの経過の中で、関係者の意見調整が如何に困難であるかを知った日本獣医学会は「学術面での協力は惜しまないが、事業運営に直接の責任を有する機構の代表者は、日本獣医学会代表者の任ではない。」と代表者の推薦を固辞したのである。

候補者は機構の事業に直接の利害関係がないことはもちろんであるが、「この人なら」と誰もが納得し、しかも、設立したばかりの不安定な機構の運営を担える力のある人物となると、衆目の一致するところは唯一人であった。結局、私を含む多くの関係者の懇請によって、「機構の事業が緒に着くまで。」を条件に、「本件については調整役に徹する。」と直接の関与を固辞していた日本獣医師会 山根義久会長が機構の代表者に就任し、平成23年9月28日、動物看護師統一認定機構の設立総会が開催され、動物看護師統一認定機構の設立に至る。

5 おわりに

機構の設立はなつたものの、1年半後の平成25年春には第1回統一認定試験を実施するという関係者間の合意に向けての道のりは厳しいものがある。今後、機構において、全国統一認定試験実施のための出題基準、合否判定基準等を策定するとともに、統一認定試験の受験資格、試験実施の内容、試験等実費経費の負担等具体的事項の検討を進めることになる。平成24年が明ければ、試験問題の作成、試験会場の確保、試験監督等の人員の

確保等の事務が発生してくる。現在、機構の事務は、日本動物看護職協会に委託されており、同協会は少ないマンパワーの中で委託された事務をこなしているが、平成25年春の第1回統一認定試験に向けて事務局の人員増を図り、体制を強化する必要がある。

第1回の試験に向けて、平成23年度の養成施設の卒業生から平成24年度の卒業生への移行が円滑に行われるよう、関係者間で協議した結果、「平成24年2月19日に民間認定5団体で構成される協議会が実施する統一試験の合格者の認定は機構が行うこと」が全員一致で合意された。すなわち、平成24年春については、試験は民間認定5団体が協働して行うが、認定は機構が行うことになり、事実上この認定が機構の行う第1期の認定となる。

現在、早急に決定して受験生をはじめとする関係者に発表すべきこととして、受験資格、そして現在実際に就業している動物看護職の認定に関する措置については、現在機構内の動物看護師統一認定委員会において協議中であり、平成24年4月にはその内容が発表される。

動物看護職の統一的資格認定制度を確立し、知識・技術の高位平準化を図ることにより、将来の公的資格制度につなげることは、動物看護職のみならず、獣医師を始め、動物医療に携わる者にとって永年の希望である。

今、ようやく実現に向けて社会状況が整ってきたとは言え、この機会を逃せば、我が国の動物医療の発展は立ち後れ、すでに動物看護職が制度化されてチーム動物医療体制が整備され、動物医療の高度化に邁進している欧米との格差は、ますます広がることとなろう。関係者の一層のご理解と、ご協力をもって、今後、動物看護職の公的資格化に向けた活動が推進されることを期待する。